

募集要項

【企画競争方式】

件名：2014年度第2回
中小企業連携促進基礎調査

2015年1月

独立行政法人国際協力機構
国内事業部中小企業支援調査課

～目 次～

はじめに	2
1. 業務の概要及びスケジュール	3
(1) 業務の概要	3
(2) 業務の流れ	3
(3) 競争参加資格審査	6
(4) 関心表明	8
(5) 応募書類一式提出	8
2. 対象となる法人及び業務の実施主体	9
(1) 対象法人	9
(2) 現地再委託	12
3. 業務の範囲及び対象	14
(1) 業務の範囲	14
(2) 対象となる事業分野	16
(3) 対象外となる事業	17
4. 対象国	17
5. 業務実施について	19
(1) 契約期間	19
(2) 契約上限金額	19
(3) 総括及びその他の業務従事者の配置	21
(4) 総括及び業務従事者に義務付けられる事項	21
(5) 成果品等	22
6. その他の留意点	24
7. お問い合わせ先	26

【添付書類】

別添 1： プロポーザル作成に係る様式

参考資料： 提出いただく資料の組み方

様式 1： 応募形態別提出書類確認表

様式 2： 提案書類受領書

様式 3： 企画競争申込書

様式 4： 提案法人情報

様式 5： プロポーザル本体

様式 6： 事業計画書

様式 7： 国内外での類似業務経験・海外での事業経験

様式 8： 業務従事者経歴書（コンサルタント総括のみ作成）

様式 9： 補強団員一覧表（補強団員を配置する提案のみ作成）

様式 10： 補強団員からの同意書（補強団員を配置する提案のみ作成）

別添 2： その他様式

その他様式 1： 契約書雛形

その他様式 2： 質問書

別添 3： 審査基準

別添 4： よくある御質問と回答（FAQ）

はじめに

日本国内の市場が縮小する中、開発途上国の成長を取り込むべく、国内中小企業による海外展開の動きが活発化しています。我が国中小企業が持つ優れた技術力と商材、事業アイデアは、開発途上国が抱える開発課題解決に有益と考えられ、近年 ODA においても各種の連携事例が生まれつつあります。こうした企業の取組を通じて、これまでの公的機関の援助のみでは対応できなかった様々な開発課題の解決に寄与することが期待されています。

その一方、現地の情報が不足しているために進出を躊躇する中小企業も多く、現地進出を果たした中小企業に関しても、現地パートナーの不在、情報収集・リスク検討の不足、開発途上国の許認可制度や商慣習への不適合等の理由から撤退を余儀なくされるケースが少なくありません。このため、進出に際し十分な事前準備を行うことの重要性が認識されてきています。

以上の状況を踏まえ、JICA は、開発途上国の開発課題解決に貢献する技術力、商材、事業アイデアを有する中小企業からの提案を募り、途上国への直接進出に向けた計画策定を支援する「中小企業連携促進調査 (F/S 支援)」を試行的に実施することとし、提案を公募する公示を 2012 年 2 月に行いました。この結果、全国 19 都道府県の中小企業から合計 56 件の提案を得て、採否検討の結果 10 社に対する支援を行いました。当該 10 社においては事業化に向けた努力が現在進められており、既に事業化が実現する社もあるなど、今後具体的な開発効果の発現が期待されています。また、各地の中小企業や経済団体からも本調査の存続に係る要望が多く示されるなど、「中小企業連携促進調査 (F/S 支援)」は我が国の民間関係者から一定の評価を得ました。

こうした反響を踏まえ、JICA は優れた技術力と商材、事業アイデアを持つ中小企業の開発途上国進出による開発課題解決の可能性及び現地 ODA 事業との連携可能性の検討に必要な基礎情報の収集と事業計画案の策定に係る調査を実施し、開発途上国の発展を促進することを目的に、初年度の取組に改善を加える形で 2013 年度から「中小企業連携促進基礎調査」を開始しました。2013 年度の公示分 (2 回実施) では合計 135 件もの多様な御提案をいただき、計 19 件の採択案件を選定しました。

本調査の実施により、開発課題解決に資する中小企業の持続的な海外事業の実施を促進することが期待されます。

1. 業務の概要及びスケジュール

(1) 業務の概要

本業務は、中小企業からの主体的な提案に基づき、JICA と提案法人の間で業務委託契約を締結し、途上国の開発課題の解決に寄与し得る中小企業の持続的な海外事業実施に必要な基礎情報の収集及び事業計画案の策定のための調査を行っていただくものです。提案法人には、業務の成果品として報告書を JICA に提出していただくことになります。

なお、今回公示による採択件数は 10 件程度を予定しています。

※事業の実施に当たっては、JICA と提案団体との間で業務委託契約書を締結し、JICA が提案団体に事業を委託する形で実施します。助成金や補助金とは性格が異なる事業であることに御留意ください。なお、詳しい御説明は以下を御参照ください。

http://www.jica.go.jp/sme_support/announce/ku57pq00001k3wn2-att/20141205.pdf

(2) 業務の流れ

本業務においては、まず公募により業務実施に関するプロポーザルを受け付けます。今回公示のプロポーザル提出〆切は、2015 年 2 月 26 日（木）正午となります。

審査では、JICA 内関係部署による評価を実施するとともに、外部有識者から成る委員会において JICA 評価案に対する確認・助言を得た上で、採択すべき提案を決定します（採択）。具体的な流れは下記のとおりです。

① 競争参加資格審査の申請

応募に当たっては、当機構の競争参加資格が必要となります。（共同企業体として提案される場合は、全ての構成員について競争参加資格が必要となります。）プロポーザル提出前に当機構の競争参加資格の申請を終えてください。詳細は P.6 を参照ください。

② プロポーザル提出・審査

提案法人は、海外事業提案と調査提案の双方が記載されたプロポーザルを提出し、JICA が書面により評価を行います。審査基準は、別添 3「審査基準」のとおりです。必要に応じ、JICA は最大 30 分程度のプロポーザル内容を確認するための提案法人との面談（ヒアリング）を実施し、その結果を反映した評価案を作成します。上記評価案を外部有識者から成る委員会に諮問し、評価内容の妥当性の確認及び調査実施に係る留意点等の助言を求めます。

③ 採否結果通知

上記委員会への諮問結果を踏まえ最終的な採択候補案件を選定し、JICA 内の意思決定を経て、採択候補案件を決定後、全ての提案法人に採否の結果を通知し

ます。通知は審査状況等により多少前後することがありますので、御了承ください。なお、結果通知後に当機構ホームページにて、採択案件の調査名、対象国、代表法人及び代表法人の本社所在地について公表いたしますので、あらかじめ御了承ください。

④ 契約

審査を経て採択となった提案については、提案法人に業務計画書（案）及び見積書を提出いただきます。これらに基づき協議（契約交渉）を行った上で、最終見積書を提出いただき、業務委託契約を締結します。業務委託契約書の見本については、「その他様式1 契約書雛形」のとおりです。なお、契約交渉を通じて提案法人と協議・調整を行うため、場合によっては提案法人の当初提案内容を双方合意の上変更する可能性もあります。

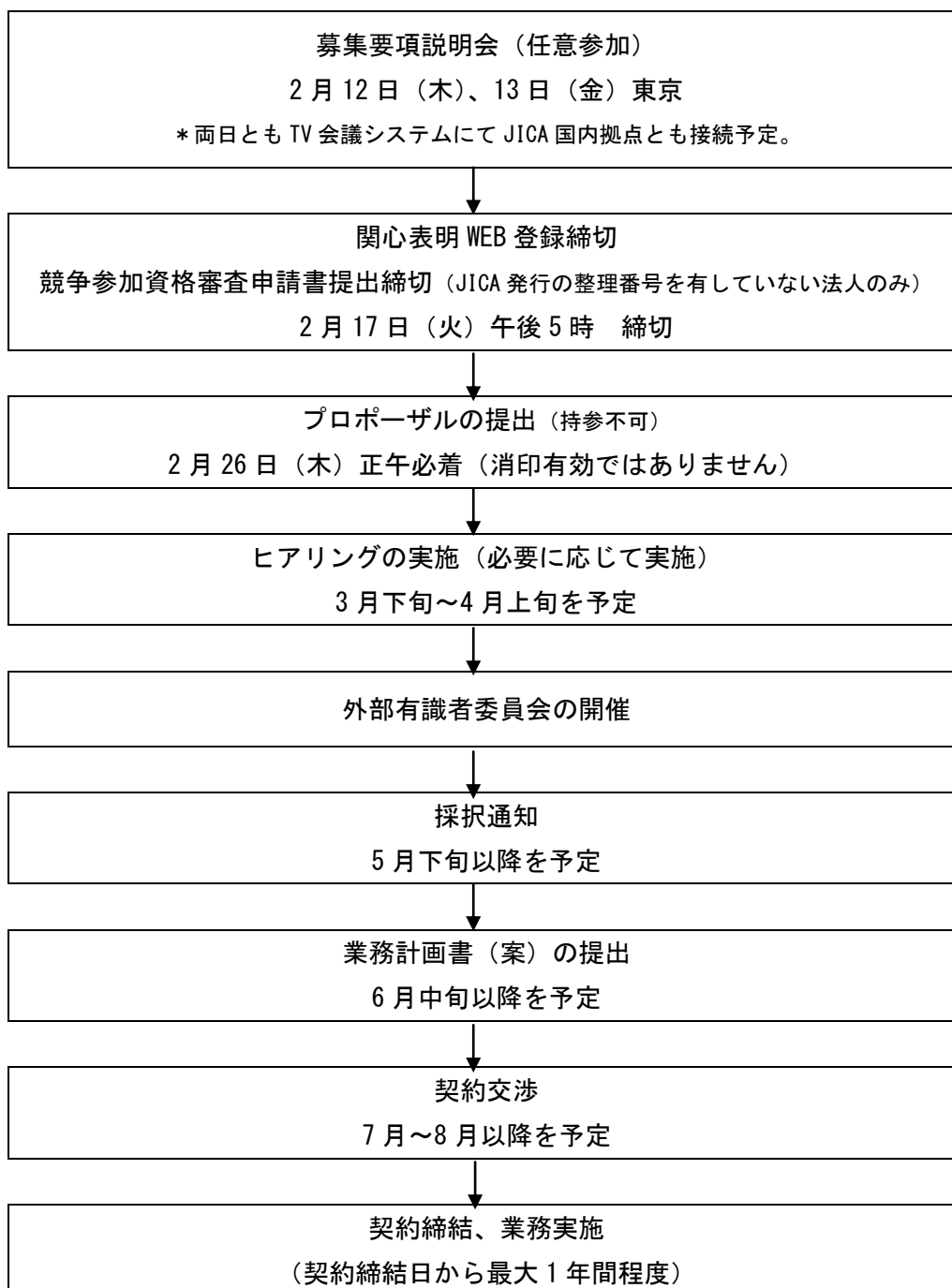
⑤ 調査業務の実施と成果品提出

採択された案件の提案法人は、契約書の内容及び業務計画書に基づき調査業務を実施します。業務終了後は、業務結果を記載した業務完了報告書（最終報告書）を成果品として提出し、所定の検査に合格すれば業務完了となります。

以上をまとめた全体の流れは次頁のとおりです。

＜全体スケジュール＞

(本スケジュールは予定であり、今後変更される場合があります)



(3) 競争参加資格審査

応募に当たっては、当機構の競争参加資格が必要となります。以下のとおり申請してください。

<p>ア. 当機構の競争参加資格（当機構発行の2016年3月31日まで有効の25から始まる整理番号7桁）を有している場合</p>	<p>プロポーザル一式を提出する際、別添1様式4の競争参加資格番号記載枠に「競争参加資格番号」を記載ください。</p>
<p>イ. 当機構の競争参加資格を有さないが、平成25・26・27年度の全省庁統一資格審査結果通知書を有している場合</p>	<p>当機構の競争参加資格審査の申請を頂く必要があります。以下の書類を提出ください。</p> <p>① 全省庁統一資格審査結果通知書（写） 1部 ② 情報シート 1部</p> <p>情報シートについては以下を参照ください。 http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a02</p> <p>本業務に参加される場合は、資格の種類（物品の製造・販売・役務の提供）及び等級（A～D）に係わる制限は設けません（どの種類・等級でも参加可能）。</p> <p>・提出期限、提出方法：以下1.（3）（ア）のとおり</p>
<p>ウ. 上記ア. イ. のどちらにも当てはまらない場合（当機構の競争参加資格または全省庁統一資格審査結果通知書のいずれも有していない法人）</p>	<p>当機構の競争参加資格審査の申請を頂く必要があります。以下の書類を提出ください。</p> <p>① 資格審査申請書 1部</p> <p>資格審査申請書は以下のURLから取得してください。 http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html#a03</p> <p>「全省庁統一資格審査結果通知書を有していない場合」</p> <p>2. 必要書類 1) 競争参加資格審査申請書</p> <p>② 登記事項証明書（写）（発行日から3か月以内のもの）【1部】 ③ 財務諸表（直近1か年分。法人名、決算期間が記載されていること）【1部】 ④ 納税証明書（その3の3）*注（写）（発行日から3か月以内のもの）【1部】</p> <p>注：納税証明書（その3の3）は、税務署にて発行。法人税と消費税及び地方消費税に未納が無いことの証明書 その3の3以外の証明書（市区町村発行の「法人事業税」等の納税証明書、納税時の領収証書、納税賞証明書その1等）では受付できません。</p> <p>・提出期限、提出方法：以下1.（3）（ア）のとおり</p>

	なお、競争参加資格審査に合格しなかった場合は、プロポーザル一式を提出いただいても選定対象となりませんので、あらかじめ御了承ください。 ※納税証明書（その3の3）にて未納が無い旨確認できましたら、不合格となることはありません。
--	---

(ア) 申請書類の提出方法、提出期限

上記イ、又はウ、の申請書類提出期限：

2015年2月17日（火）午後5時

提出方法：

提出方法は、以下提出先への電子メール又は送付のみとします。

【競争参加資格審査 申請書類の送付場所】

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部 計画・制度課

メールアドレス：prtpd@jica.go.jp

(件名には、【競争資格審査（中小基礎調査）】と記載ください。)

(イ) 競争参加資格審査結果の通知

申請書類を提出いただいた方から順次審査し、7桁の整理番号をメールにて通知いたします。

(ウ) プロポーザル提出時に、競争参加資格審査申請中の場合

同資格申請はしているものの、プロポーザル提出時までに競争参加資格整理番号を取得していない場合は、応募添付書類の別添1様式4「提案法人情報」シートの競争参加資格番号記載欄の「申請中」を選択してください。

(4) 関心表明

本業務へ応募される方は、関心表明を登録願います。

(ア) 登録期限：2015年2月17日（火）午後5時

(イ) 登録方法：以下 WEB から登録

<https://renkei2014-2-kanshin-wise.sqale.jp/>

(5) 応募書類一式提出

(ア) 審査方法：2015年2月26日（木）正午必着（消印有効ではありません）

(イ) 提出方法：以下に御送付願います。書類持参での提出は受け付けておりませんので御注意願います。

【応募書類の送付場所】

〒102-8012 東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル
独立行政法人 国際協力機構（JICA）国内事業部 中小企業支援調査課
「中小企業連携促進基礎調査係」宛

(ウ) 提出書類：別添 1 様式 1「応募形態別提出書類確認表」にて確認の上、参考資料「提出いただく資料の組み方」に従って必要書類を取り揃え、御提出願います。

・一部電子化（PDF 化）が必要な書類については、プリンターから出力した紙面をスキャンで読み取る方法ではなく、必ず Word データ上で PDF として保存し、作成して下さい。

・締切日以降に到着した応募書類は、無効となります。また、応募書類に不備がある場合も同様となりますので、御留意ください。

・プロポーザル等に含まれる個人情報等については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に従い、適切に管理し取り扱います。また、応募書類は返却しません。

2. 対象となる法人及び業務の実施主体

(1) 対象法人

以下のア～エの要件を全て満たし、本業務に代表法人として応募する中小企業であつて、本邦コンサルタント法人等と共同企業体を構成し応募する者、もしくは本邦コンサルタント法人等が雇用する邦人コンサルタント等 1 名以上を補強団員として調査団員に加えて応募する者であることとします（個人コンサルタントも補強団員としての参加を認めます）。ただし、代表法人である中小企業が、コンサルタント法人等の要件（下記ア参照）も満たす場合、主提案法人たる中小企業単体での応募も可能とします。

なお、代表法人となる中小企業は、本契約に基づく調査の実施終了後、主たる事業者として開発途上国での事業を推進することが想定されている企業とします。また、本業務実施中にこれら要件を満たさなくなる見込みがある場合は、本事業への参加を御遠慮願います。

また、上記コンサルタント等法人とは別に、開発途上国において実施する現地調査業務の一部を、当該国に所在するコンサルタント法人等へ代表法人、又は共同企業体にあつてはその構成員が再委託することを認めます。

ア 2015 年 2 月 26 日時点で中小企業基本法第二条、及び株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第 2 項に基づく日本登記法人の中小企業¹。なお、会社法上の外国会社は本

¹中小企業基本法第二条

この法律に基づいて講ずる国の施策の対象とする中小企業者は、おおむね次の各号に掲げるものとし、その範囲は、これらの施策が次条の基本理念の実現を図るため効率的に実施されるように施策ごとに定めるものとする。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

¹株式会社日本政策金融公庫法施行令第三条第 2 項

法第二条第三号ロ（※）に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業務の対象外とします。

コンサルタント等法人については、日本登記法人であれば、中小企業である必要はない。この場合の、コンサルタント等法人の定義は、当該法人の法人登記簿、業務概要等にコンサルティング業、または調査・研究等コンサルティング業務に類似する業務が明記されている法人とする（学校法人やNPO法人等も含む）。また、コンサルタントを補強団員とする場合は、同団員の一名以上は日本国籍を有することとする。

- イ 次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）ではないこと。
- ・発行済株式の総数又は資本金の2分の1以上を同一の大企業が所有、又は出資している中小企業
 - ・発行済株式の総数又は資本金の3分の2以上を複数の大企業が所有又は出資している中小企業
 - ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- ウ 開発途上国への直接進出を目指す中小企業（注：具体的には、日本側100%出資或いは現地合弁会社設立による進出を対象とする。ただし、海外との取引（製品の販売・原材料・部品の購買等の国際的取引）、海外への間接的な進出（海外の現地代理店、海外への生産委託・技術供与）、海外への直接進出の内、支店の設立・自社営業所の設立、販売子会社の設立にとどまる事業構想は対象としない）
- エ 進出先の地域・国の開発課題及びビジネス環境について予備的に収集した情報（事業対象地域や現地パートナーの選定に必要な情報）に基づく、実現性がある程度高いと思われる事業構想を有している中小企業。

留意事項

- ア 本調査の業務委託契約は、JICAと提案法人が締結するものとします。本調査を複数の法人が共同で実施する場合は、提案段階から共同企業体として提案するもの

	業種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
一	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	三億円	九百人
二	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	三億円	三百人
三	旅館業	五千万円	二百人

※法第二条第三号ロ：資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、中小企業特定事業を営むもの

とし、JICA と共同企業体が業務委託契約を締結するものとします。

- イ JICA と提案法人との間で締結された業務委託契約に基づき、JICA が提案法人に調査の実施を委託し、提案法人は調査中及び終了時に契約で規定する成果品を提出することとなります。したがって、本業務は助成金事業や補助金事業とは異なる事業 となります。
- ウ 共同企業体を構成する法人の数は、最大で 5 法人までとします。
- エ 1 社又は 1 共同企業体から提案可能なプロポーザルの数については、制限を設けません。共同企業体構成員が他の共同企業体の構成員として提案するプロポーザルの数及び、当該構成員が単独の提案法人として提案するプロポーザル数についても同様に制限を設けません。ただし、内容が同一である又は著しく類似する案件を、同一の提案法人から、又は複数の法人から別々に提案することは認められません。同一案件を複数の法人が提案する場合は、共同企業体として提案してください。本業務を行う際、提案法人、共同企業体を構成する場合にあってはその各構成員から必ず 1 名以上が、調査団員として現地調査に参加することとします。
- オ 他機関・団体から提案法人が受託する事業補助金（対象調査地域や内容が同一あるいは類似するもの）との重複は不可とします。ただし、他機関から補助金等を受け取っている場合でも、業務内容等が客観的に違うことが説明できると JICA が認める場合には、本業務の対象となることがあります。
- カ 業務従事者に外国籍人材の活用を認めます。ただし、総括については、日本語でのコミュニケーションが行えることを必須とします。また、コンサルタント等法人が雇用する団員の内、少なくとも 1 名は日本国籍を有することとします。
- キ 企画書に虚偽の記載をした場合には、企画書を無効とするとともに、虚偽の記載をした提案法人に対して契約競争参加資格停止等の措置を行うことがあります。
- ク プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中に当たる法人（資格停止法人）が提出したプロポーザル（当該法人が構成員となる共同企業体からのプロポーザル及び当該法人と雇用関係にある者を補強団員とするプロポーザルを含む）は無効とします。
- ケ プロポーザルを提出した法人、共同企業体にあってはその構成員、又は、補強団員を調査団員に加える場合は補強団員を雇用する法人が、プロポーザルの提出締切日以降から、契約締結予定日までに資格停止措置を受けた場合は、当該法人が提出したプロポーザルは無効とします。
- コ 共同企業体構成員及び補強団員を雇用している法人、資格停止期間中の法人との再委託契約は認められません。
- サ 開発途上国における様々な課題の解決実施をより確実に担保するため、本業務で実施する調査の対象国・分野に知見を有する NGO/NPO 等との連携を推奨します。また、契約者が同調査対象国において法人格を有する企業・団体（パートナー企業、

コンサルタント、NGO 等) に、同調査の一部業務を再委託することを認めます。ただし、JICA は上記連携先や、調査再委託先の斡旋は行いません。

- シ 提案の採択後に、調査の実施が明らかに困難と JICA が判断する事態が発生した場合や、何らかの事情により提案法人が応募時の要件を満たさない状況に至った場合には、選定された案件の提案法人と契約を締結しない、契約を締結した後であっても、契約を破約することがあります。
- ス プロポーザル、見積書作成を含む準備段階等で、契約締結前に提案法人が負担した費用については、いかなる理由であっても JICA は一切負担しません。

(2) 現地再委託

本業務で実施する現地調査工程の一部を、調査対象国に関する専門的な知識や経験を持つ、対象国で登記されている NGO、NPO、民間企業、ローカルコンサルタント等に再委託することを認めます。その場合は、JICA の承認の下、提案法人は再委託先と契約を結ぶこととなります。現地再委託を実施する場合は、原則としてコンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドラインに沿うことが求められます。ガイドラインについては、以下 URL を御参照ください。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/entrust.html>

現地再委託の可能な業務の範囲は特に限定しませんが、現地調査の中の主要な業務は全て提案法人が主体的に実施することとし、調査工程の全てを再委託することはできません。再委託が認められる範囲については、プロポーザルごとに契約交渉の時点において検討します。(例えば、事業計画を作成する場合に、計画作成に必要なデータを収集するため市場調査を再委託する等。事業計画の作成そのものは、本調査の主要業務となりますので、これを再委託とすることはできません)

再委託に必要な費用は、他の費用と合わせて 5. (2) にて後述する業務委託契約金額上限額 (1,000 万円 (税込)) を超えないように設定してください。再委託に要する費用は、提案法人のみでは実施することが困難な高度かつ専門的な調査業務に限られる関係上、業務委託契約金額の中に占める割合は大きくないと想定されます。再委託に必要な費用については、プロポーザルにおいて金額及び想定される再委託内容を記載してください。また、採択後に提出いただく業務計画書 (案)、及び業務委託契約金額見積において詳細な見積額を提出していただくこととなります。

なお、業務開始当初に再委託先が決定しておらず、業務実施の途中で再委託先と契約する必要がある場合は、プロポーザルの中に再委託を予定する旨記載することを条件に、業務委託契約期間中に再委託契約を追加することを認めます。その場合、業務実施中に提案法人と JICA との間で契約変更を行うこととなります。一方で、再委託の実施又は予定がプロポーザルに記載されていない場合は、原則として再委託は認めま

せん。

また、現地再委託契約相手先の選定は原則として競争性がある選定方法により行うことが必要です。客観的かつ明確な理由がない限り、特定の企業を随意に契約相手先とすることはできません。

3. 業務の範囲及び対象

(1) 業務の範囲

本業務では、下記ア～エの四項目を網羅した調査を実施していただきます。想定される主な調査項目のイメージは以下のとおりですが、調査に必要と思われる具体的項目については、提案の内容に応じて、追加的に御提案いただくことも可能です。具体的な調査項目については、プロポーザル本文(別添1様式5)の中で提案してください。

ア 調査の対象となる海外事業分野に係る現地の開発課題の現状、同事業を通じ期待される開発効果

調査及び事業対象となる地域が抱える開発面での課題（開発課題）と、御提案の海外事業を通じて期待される効果（開発効果）の見通しについて、記載いただきます。

なお、プロポーザルにおいては、提案事業を実施する国・地域においてどのような開発課題が存在し、かかる課題の解決に提案される海外事業がどのように貢献するのか、という視点から記述してください。

開発途上国各国の開発課題の状況については、以下の情報を御参照ください。

- ① 外務省国別援助方針（別紙として事業展開計画も掲載あり）
http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kuni_enjyo.html
- ② 事業展開計画
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/jigyuu/index.html>
- ③ JICA 各国における取組
<http://www.jica.go.jp/regions/index.html>
- ④ 世界銀行 各国情報（英語）
<http://www.worldbank.org/en/country>

（想定される調査項目のイメージ）

- ・ 当該地域の抱える開発課題の現状
- ・ 当該地域が抱える課題への取組状況（現地政府の政策・施策、諸外国による援助の状況等）と残された取組課題
- ・ 海外事業の実施により期待される開発効果（直接的効果、間接的効果） 等

イ 現地の投資環境・事業環境に係る情報収集・分析

海外事業計画の策定に必要な情報の収集・分析を行います。調査項目のイメージは以下のとおりですが、必ずしもこれらの項目に厳密に従う必要はありません。提案法人が海外事業計画の策定に必要なと考えるものを、プロポーザル本文(別添1様式5)で提案してください。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 各種規制、商慣習、法制度
- ・ 経済・社会情勢
- ・ 関連インフラ
- ・ 現地金融事情
- ・ 市場ニーズ
- ・ 競合他社
- ・ 立地
- ・ 販売、流通
- ・ 原材料、資機材調達
- ・ 知的財産権保護 等

ウ 海外事業計画案の策定

上記イで行った情報収集・分析に基づき、海外事業計画案を策定します。調査項目のイメージは以下のとおりですが、必ずしもこれらの項目に厳密に従う必要はありません。提案法人は想定される海外事業計画の内容、また、海外事業計画を形成するのに必要とされる調査項目をプロポーザル本文(別添1様式5)に記載してください。

(想定される調査項目のイメージ)

- ・ 販売計画
- ・ 仕入計画
- ・ 施設・設備計画
- ・ 人員・雇用・組織計画
- ・ 資金計画
- ・ 環境社会配慮調査
- ・ 許認可取得手続き
- ・ リスク分析 等

<上記イ及びウの調査提案をプロポーザルに作成戴く場合の留意点>

御提案の作成に際しては、JETRO や中小企業基盤整備機構等の情報提供サービスや独自の事前現地調査等事前にできる限り現地の情報を収集し、これを基に客観的にみて提案事業の実現性が高いと思われる御提案を作成されることを推奨いたします。

中小企業の海外展開を支援する機関の一例は以下のとおりです。

①JETRO 国・地域別情報

<http://www.jetro.go.jp/indexj.html>

②JETRO 海外事業展開相談

http://www.jetro.go.jp/support_services/fdi/

③中小企業整備基盤機構 中小企業国際化支援アドバイス (無料)

<http://www.smrj.go.jp/keiei/kokusai/advice/index.html>

④東京商工会議所 海外ビジネス相談

<http://www.tokyo-cci.or.jp/soudan/globalsupport/>

⑤日本政策金融公庫 海外展開お役立ち情報

http://www.jfc.go.jp/n/finance/keiei/kaigai_s.html

⑥中小企業庁 中小企業海外展開支援施策集

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kokusai/2012/KTJirei.htm>

エ ODA 事業との連携可能性の検討

提案される中小企業による海外事業と ODA 事業が連携することによって、双方の事業による相乗効果が生じ、事業実施国の開発が一層効率的又は効果的となり、開発効果の持続性が向上する等のメリットが期待できます。このようなメリットが生ずるような連携のアイデアについて、プロポーザル本文(別添 1 様式 5)に記載してください。なお、「連携が期待される ODA 事業」は、既に終了している事業、現在実施中の事業、又は今後実施の蓋然性が高いと考えられる事業いずれも対象になります。

連携が期待される ODA 事業については、調査の実施段階において提案法人と JICA で協議の上、連携実現の可能性を検討していきます。なお、連携が期待される ODA 事業そのものが、提案法人が提案する海外事業実現の前提になるような提案は評価の対象になりません。

JICA の実施する事業分野・事業の種類及びプロジェクト・案件については以下のホームページに公表していますので参考としてください。

<http://www.jica.go.jp/activities/index.html>

(2) 対象となる事業分野

本業務の対象となる海外事業は、改善すべき開発課題の存在する以下の事業分野とします。

教育、保健・医療、社会保障、上下水、防災、運輸交通、情報通信技術、資源・エネルギー、民間セクター開発、農業・農村開発、水産、自然環境保全、環境管理、都市・地域開発 等

分野	必要とされる海外事業の例
教育	<ul style="list-style-type: none">副読本・補習用教材の開発・普及奨学金・貸付制度の設計
保健・医療	<ul style="list-style-type: none">医療施設の経営・運営強化在宅医療・遠隔診断・電子カルテ等のシステム構築

上下水	<ul style="list-style-type: none"> 水処理装置の設計・製造・保守 環境モニタリング技術（簡易水質検査等）
防災	<ul style="list-style-type: none"> 気象データ収集機器の整備 低コスト耐震補強技術
資源・エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 自然エネルギー装置（風力発電・水力発電装置）の開発・製造 バイオ燃料活用技術
農業・農村開発	<ul style="list-style-type: none"> ITを活用した農業生産管理技術 農産品の貯蔵・運送サービス
環境管理	<ul style="list-style-type: none"> 石油利用の代替製品（例：電動バイク）の開発普及 廃棄物に関する安定化・無害化技術
その他（金融サービス）	<ul style="list-style-type: none"> マイクロファイナンスの運営ノウハウ 金融分野のコンサルティングサービス

（注）素材・素形材・部品産業の取扱い：開発課題の解決に貢献するとみなされる製品において、当該部品等が特に重要な役割を果たすとみなされる場合は対象とする可能性があります。ただし、現地での当該部品等の売上高及び生産量に対し、開発課題の解決に貢献するとみなされる製品向け用途の占める割合が過半のものとしします。

各国での ODA 実施方針及び JICA の既存プロジェクト等の情報については、上記（1）アのホームページから御覧頂くことができますので、参考としてください。

（3）対象外となる事業

以下のような海外事業は本調査の対象外とします。

- 本調査実施対象国におけるパイロット展開後の本格的な事業活動又は商品宣伝等を行う海外事業
- 現地のリソースの開発・生産のみを行う海外事業等ビジネス・プロセスの一部のみに限定される海外事業（例：製品の技術開発のみを途上国にて行う事業）
- 将来の先進国での事業展開への応用を試行することを目的とする海外事業（調査対象国において、持続的な海外事業として実施することを企図しない事業）

4. 対象国

当機構事務所又は支所が設置されている以下の ODA 対象国を原則とします。ただし、対象国となっても、当機構の安全管理対策上、外務省渡航情報（<http://m.anzen.mofa.go.jp/>）において「退避を勧告します。渡航は延期してください」と指定されている国又は当該地域は対象外となります。また、「渡航の延期をお勧めします」に指定されている地域でも調査実施に制約のある地域もあり、調査が行えない場合、あるいは行えなくなる場合もありますので、御不明な場合はあらかじめ御照会ください。その他、採択後であっても、

対象国への ODA の中止等外交政策上の理由から調査が行えなくなる場合もあります点あらかじめ御留意願います。

また、原則として1カ国を選定して提案下さい（調査の関係上、やむを得ず複数国にまたがる場合は、プロポーザルにてその理由を記載願います）。

アジア地域 21 か国

インド、インドネシア、ウズベキスタン、カンボジア、キルギス共和国、スリランカ、タイ、タジキスタン、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル、ラオス及び中華人民共和国

※中華人民共和国にて実施を提案する案件については、我が国の対中 ODA が日中両国が直面する共通の課題であって、我が国国民の生命や安全に直接影響するものといった、限定され、かつ我が国のためにもなる分野に絞り込まれていることを踏まえ、採択の可否を検討することになります。

大洋州地域 9 か国

サモア、ソロモン、トンガ、バヌアツ、パプアニューギニア、パラオ、フィジー、マーシャル及びミクロネシア

中南米地域 21 か国

アルゼンチン、ウルグアイ、エクアドル、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、コロンビア、ジャマイカ、セントルシア、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、ブラジル、ベネズエラ、ベリーズ、ペルー、ボリビア、ホンジュラス及びメキシコ

アフリカ地域 25 か国

ウガンダ、エチオピア、ガーナ、ガボン、カメルーン、ケニア、コートジボワール、コンゴ民主共和国、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、セネガル、タンザニア、ナイジェリア、ナミビア、ニジェール、ブルキナファソ、ベナン、ボツワナ、マダガスカル、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク及びルワンダ

中近東地域 6 か国

イラン、エジプト、チュニジア、パレスチナ、モロッコ及びヨルダン

欧州 3 か国

セルビア、トルコ及びボスニア・ヘルツェゴビナ

5. 業務実施について

(1) 契約期間

業務委託契約期間は、契約締結日から起算して最長1年とします。上記3. の調査内容を適切に取りまとめた報告書を作成する上で、過不足のない期間を確保するようにして下さい。

(2) 契約上限金額

1案件当たりの業務委託契約金額（JICAの支払い対象金額）の上限は1,000万円（消費税8%を含む）となります。

また、JICAが負担する部分が業務全体にかかる費用の一部となる場合でも、提案法人は、業務実施結果全般について、JICAに所定の報告書をもって報告していただきます（報告書に記載する詳細の項目については、5.(5)「成果品」を参照ください）。

業務委託契約においてJICAが負担可能な費用の内容は、下表のとおりです。業務委託契約金額の積算に当たってはプロポーザル本文（別添1様式5）の様式に従って、金額を記入してください。なお、業務委託契約金額はプロポーザルにおける総額を超えることはできません。また、募集要項にも記載の通り、本事業は業務委託契約に基づくものであり、提案法人が自ら行う事業に要した経費の一部を国や公共団体が補助する補助金制度とは異なります。したがって、上限金額内において、事業提案法人の技術に対する相手国政府関係者の理解を深めるために、必要な諸活動に係る費用がバランスよく計上されていることが望まれます。

なお、JICAによる契約金額の支払いは、①前金払（契約金額の40%を上限。銀行保証が必要）、②部分払、③概算払（最終成果品提出後、契約金額の9割を上限に支払）、④精算払（最終一括払い）のオプションがあります。

詳細な費用の積算方法、支払方法については、採択企業に対して別途説明を行います。

表 支払い対象となる項目について

費用項目	内訳	内容
I 業務原価		
1 直接経費	本業務の実施に直接必要な経費	
(1) 旅費(航空賃)	航空賃(※1)	日本～調査対象国(主要都市)間航空賃(各種税金、燃料サーチャージを含む)。調査対象国内での航空賃は、日本で、日本～調査対象国間航空賃を購入する際に、現地国内便分も通して発券した場合

		のみに限定する。
(2) 旅費(日当・宿泊料等)	航空賃以外の旅費	日当、宿泊費、内国旅費。内国旅費は、調査団員の居住地あるいは勤務地から国際空港までの旅費を指す。
(3) 一般業務費	現地備人費	現地調査を実施するために現地で備上する人材にかかる費用。対象はリサーチアシスタント等調査を実施するために真に必要な人材に限定。事務作業スタッフ、通訳にかかる費用は対象外。
(4) 成果品作成費	印刷製本費	最終報告書の作成にかかる印刷費・製本費、CD-ROM 作成費
(5) 再委託費	現地再委託費	現地調査実施時のローカル NGO、コンサルタント等再委託費用。競争性により選定することが必要(随意契約不可)。
2 直接人件費	現地又は国内において本業務に従事する要員(業務従事者)の人件費	
3 その他原価	直接人件費に定率(上限 120%) を乗じたもの	
11 一般管理費等	直接人件費とその他原価の和に定率(上限 40%) を乗じたもの	

- ※ 1. 調査国内での移動に要する交通費は、日本で、日本～調査対象国間航空賃を購入する際に、現地国内便分も通して発券した場合の国内便費用を除き JICA の費用負担の対象外となります。
- ※ 2. 本業務実施に資機材を使用する場合は、資機材の調達費用は輸送費を含めて全額提案法人の負担となります。
- ※ 3. 試作品の製作費用、現地への輸送費用、プラント建設費用等についても、上記 2 と同様全額提案法人の負担となります。
- ※ 4. 現地調査で発生する諸費用(電話、コピー、現地事務スタッフの給与、通訳の給与、オフィス賃料、レンタカー及びその燃料・ドライバー代等)についても全額提案法人の負担となります。
- ※ 5. 人件費については、公示日時点での JICA の定める直接人件費月額単価の基準を上限としており、それを超えた場合には、契約交渉の際に価格交渉が必要となります。ただし、現段階(プロポーザル作成時)では厳密な積算は不要ですので、提案法人の給与基準等を基に大まかな額を提案いただくことで構いません。積算の詳細については、採択後に改めて弊機構の基準を基に検討していただきます。

(3) 総括及びその他の業務従事者の配置

本業務には、調査並びに調査後の事業に責任を負う提案法人がその雇用する者又は役員 1 名を「総括」に指名します。共同企業体を構成して提案する場合にあっては、代表法人となる中小企業が、その雇用する者又は役員を「総括」に指名し、業務委託契約期間中に業務従事者の一人として配置いただきます。また、コンサルタント等法人に属する団員の中から 1 名を「コンサルタント総括」として指名し、業務委託契約期間中に業務従事者の一人として配置していただきます。

その際、「総括」に関しては、調査開始時点で調査を受託する提案法人が雇用する者又は役員である（即ち「補強団員」（2（1）参照）ではない）ことが必要です。また、「コンサルタント総括」は、本業務の実務全体の運営管理について代表法人を支援することが求められ、プロポーザル審査の際にも経験、能力等を評価することから、プロポーザル提出締切日後の交代は原則として不可とします。

「総括」、「コンサルタント総括」を除くその他の業務従事者は、提案法人、共同企業体を構成して提案するときはその構成員が雇用する者又は役員であること、あるいは補強団員であることが必要です。

補強団員の配置には、同団員を雇用する法人からの同意書の提出（別添 1 様式 10）が必要となります。なお、補強団員を雇用する法人と JICA の間には契約関係は発生しませんので、提案法人と補強団員を雇用する法人の間の契約関係、及び金銭の授受等について JICA は一切関与しません。JICA は補強団員を提案法人、共同企業体を構成して提案するときにあつては、その構成員の被雇用者と同等の地位とみなします。

(4) 総括及び業務従事者に義務付けられる事項

ア 職務専念義務（国内活動及び派遣時）

JICA との契約により合意された本業務従事期間（業務委託契約期間において直接人件費が発生する業務従事期間を指します）に該当する日は本業務に専念することが求められます。業務従事期間中に JICA 以外の業務が発生する場合には、人件費、旅費等において JICA は部分的な負担しか行わないなど、支払いに制限が生じることとなりますので、御了承ください。

イ 安全確保（派遣時）

提案法人は、現地調査のために調査対象国に派遣される団員の日常的な安全対策については、本邦及び現地の連絡体制を整備し、情報収集につとめる必要があります。なお、政情不安・天災等による緊急退避等の緊急時における対応については、JICA の指示に従っていただきます。また、調査開始時に提案法人に緊急連絡体制網（図）を提出いただきます。国によっては追加的な安全対策措置を取っている国もありますので、詳しくは採択後に御相談ください。

ウ 派遣予定及び実績の連絡（派遣前、派遣後）

安全対策の観点から、現地派遣前後に業務従事者の派遣計画及び派遣実績を提

出いただきます。

(5) 成果品等

本業務の実施に当たっては、以下の報告書を JICA に提出いただきます。ここに明記されていない提出物に関しては、契約交渉の過程で合意の上、契約書に定めることとします。

- ア 業務従事月報・月次活動状況連絡シート（電子データ）
- | | |
|------|-----------------------|
| 記載事項 | 指定様式に記載 |
| 提出時期 | 毎月（報告月の翌月 5 営業日以内に提出） |
- イ 業務進捗報告書（電子データ）
- | | |
|------|--|
| 記載事項 | 調査の中間段階での進捗・課題等の報告を行うもの。分量は A4 で 10～20 頁程度を想定する。なお、業務委託契約期間が 6 ヶ月以下の場合には提出は不要。 |
| 提出時期 | 契約期間の中間段階 |
- ウ 業務完了報告書（案）（電子データ）
- | | |
|------|-----------------------|
| 記載事項 | 全ての調査結果（A4 30～50 頁程度） |
| 提出時期 | 業務完了予定の 2 か月前 |
- エ 業務完了報告書（※ 1 のとおり JICA の指定する方法で製本）
- | | |
|------|--|
| 記載事項 | 業務完了報告書（案）提出後、JICA からのコメントに基づき必要な加除修正を行ったもの。
（A4 30～50 頁程度） |
| 提出時期 | 業務完了時 |
- オ 業務完了報告書要約（簡易製本）
- | | |
|------|--|
| 記載事項 | 業務完了報告書（案）提出後、JICA からのコメントに基づき必要な加除修正を行ったもの。 |
| 分量 | 和文 A4 10～20 頁程度 |
| 提出時期 | 業務完了時 |

※ 1. 報告書類の印刷、電子化（CD-ROM）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照ください。

http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/pdf/ind_guid_nd_guide12_01.pdf

※ 2. 成果品の著作権は、JICA が本業務委託契約相手方から著作権の譲渡を受け、JICA に帰属することとします。同じく成果品について、本業務委託契約相手方は著作者人格権を行使しないことに同意することとします。また、報告書は原則として業務終了後に JICA ホームページ上で公開しますが、本業務委託契約相手方の経営情報、技術情報、

知的財産情報の他、公表されていない情報で、本業務委託契約相手方が業務実施後、業務対象海外事業を実際に事業化する前に公表することが、本業務委託契約相手側に著しい不利益が生ずる等事業化を阻害する可能性がある情報がある場合や、法に定める個人情報報告書に記載されている場合は、必要に応じて本業務委託契約相手方と協議の上、関係法令及び法人文書管理規程等に従い、当該情報に該当する部分を削除又は一定期間（最大 10 年間）不開示とする等の適切な措置を講ずることとします。なお、上記にかかわらず法令の規定により不開示とした情報を開示することがあります。

6. その他の留意点

本業務を御提案いただく際には、以下の点につき御留意ください。

(1) コンサルタント等法人とのパートナーシップ形成支援窓口（外部機関）

中小企業が本業務に応募されるに際し、JICA から特定のコンサルタント等法人を御紹介することはできませんが、下記の窓口において、中小企業からの御相談に応じたコンサルタント等法人の御紹介、マッチングの支援を行っていますので、御活用ください。

- ① 「中小企業海外展開支援事業に係る中小企業とコンサルタント等とのマッチングご相談窓口」（一般財団法人日本国際協力センター）

<http://www.consul-matching.org/>

- ② 「中小企業国際展開アドバイザー制度」（東京商工会議所）

<https://www.sme-global.net/>

(2) 運営補助業者の配置

本件のプロポーザル審査、業務の開始から終了までの進捗監理と事業化支援等の業務について、JICA の運営を補助する外部委託業者を、保秘義務を課した上で備上する予定です。したがって、提案法人と JICA との面談への当該外部委託業者の同席や、提案法人への連絡・依頼・助言等を当該外部委託業者が行う機会が想定される場所、あらかじめ御了解ください。

(3) 採択又は契約の取消し及び事業費の返還

提案法人が、以下のいずれかに該当した場合は、採択を取り消すことがあります。既に提案法人に事業費が支給されている場合は、期限を定めて返還していただくことがあります。また、不正の内容、申請者及びこれに協力した関係者等の公表を行うことがあります。

- (1) 企画書、その他提出物の内容と異なる事実が認められたとき。
- (2) 事業費を他の用途に使用したとき又は使用しようとしたとき。
- (3) 提案法人が反社会的勢力であると判明したとき。
- (4) 契約書に定める発注者の解除権に該当するとき。
- (5) その他、機構が委託事業として不適切と判断したとき。

(4) 事業提案者の不正行為防止について

不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、提案法人は特に以下の点に留意願います。

- ① 提案法人による本邦受入活動参加者に対する高額の物品や、日当・宿泊費としては過大な金銭の提供又は著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本事業の実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条 7（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。同様に、上記政府関係者の我が国入国査証資格に関する出入国管理及び難民認定法等、本事業受入活動参加者の本邦滞在に関し適用される法令・規則についても十分理解し、違反しないように留意すること。

(5) 信用調査の実施

基礎的な信用能力等の確認のため、必要に応じて聞き取りによる提案者の信用調査を実施させていただきます。本信用調査で得る情報等については本件のみに使用することとし、適切に管理し取り扱います。

(6) 情報の公開

本公示により、企画書を提出し採択された事業提案者においては、採択後、提案法人名、提案事業名、提案事業実施国、提案事業概要等を、当機構ホームページ上に原則公表しますので、本内容に同意の上で、企画書の提出を行っていただきますようお願いいたします。なお、企画書の提出をもって、本件公表に同意されたものとみなします。

また、契約締結後には、「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日付け財計第 2017 号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>)

また、下記(1)に該当する場合は下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

(1) 公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方

ア当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること（総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績によることとする）

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

ア当機構の役員経験者又は当該契約相手方の役員等として再就職している当機構

課長相当職以上経験者の氏名、契約相手方での現在の職名及び当機構における最終職
イ 契約相手方の直近 3 か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合が、次の区
分のいずれかに該当する旨

- ・ 3 分の 1 以上 2 分の 1 未満
- ・ 2 分の 1 以上 3 分の 2 未満
- ・ 3 分の 2 以上

エ 一者応札又は応募である場合はその旨

(3)公表の時期

契約締結日以降、所定の日数以内（72 日以内。ただし、4 月締結の契約については
93 日以内）に掲載することが義務付けられています。

(4)情報提供の方法

契約締結時に所定の様式を提出していただきますので、御協力をお願いします。

7. お問合せ先

本公示に関する質問については、上記業務説明会に加えて、下記の通りメールでもお受
けします。（本業務やプロポーザル記載要領に関する質問に限定させていただきます。プ
ロポーザルに応募者が記載する提案内容に関するお問合せには、公示後のため公平性の観
点からお答えいたしかねますので、御留意下さい。）

(1) 質問方法

HP 上の公示資料「その他様式 2 質問書」をもって、下記アドレスへメールをお送りくだ
さい。電話、直接訪問等メール以外の方法でのお問い合わせには一切応じかねます。

国内事業部中小企業支援調査課「中小企業連携促進基礎調査担当」

（メールアドレス：pdtfs@jica.go.jp）宛

（件名には、【質問（中小基礎調査）】と記載ください。）

(2) 質問受付期限

2015 年 2 月 16 日（月）午後 5 時

(3) 質問回答方法

いただいたご質問及び回答は、HP 上で原則公開されます。また、個別案件の提案内容の
判断にかかるご質問については、公平性の観点から受けかねますので御了承ください。

なお、HP 上の公示資料の一部として、本業務に関する一般的な質問を「よくある御質問
と回答（FAQ）」（別添 4）としてまとめておりますので、併せて御参照ください。

以上